

自立支援医療(精神通院)

◆自立支援医療(精神通院)とは？

自立支援医療(精神通院)は、精神障がい者の通院治療を促進し、なおかつ適正医療を普及させるために、その医療に要する経費のうち、「医療保険分と自己負担分」を除く費用を公費で負担する制度です。なお、自己負担分は、原則医療費の10%ですが、世帯の所得状況等に応じて次のとおり負担上限額が設定されます。

所得区分	自己負担上限額(月額)	世帯所得状況
生活保護	0円	生活保護受給世帯
低所得1	2,500円	市町村民税非課税世帯であって受給者の収入が80万円以下
低所得2	5,000円	市町村民税非課税世帯であって受給者の収入が80万円より上
中間所得層	医療保険の自己負担限度額	市町村民税235,000円未満
中間所得層1	5,000円	高額治療継続者(「重度かつ継続」)に該当し、市町村民税33,000円未満
中間所得層2	10,000円	高額治療継続者(「重度かつ継続」)に該当し、市町村民税33,000円以上235,000円未満
一定所得以上	20,000円	平成33年3月31日までの間、高額治療継続者(「重度かつ継続」)に該当し、市町村民税235,000円以上

自立支援医療受給者証(精神通院)の有効期間は1年間です。1年ごとに更新の申請が必要ですが、2年ごとに障がいの状態は確認します。

※ 所得区分が「一定以上」で、費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない高額治療継続者(「重度かつ継続」)に該当する方は、現在のところ経過的特例措置により、平成30年3月31日まで、自立支援医療(精神通院医療)の支給対象されていたところですが、この措置について、平成30年3月30日に平成33年3月31日まで延長されることとなりました。

◆どんな人が対象なの？

精神疾患のため、継続的な通院による精神療法や薬物療法の治療を受けている方です。入院中は対象外になります。所得区分により対象とならない場合もあります。

◆交付申請の手続きは？

申請窓口

お住まいの市役所・町役場担当課(岐阜市は岐阜市保健所)です。
詳細は市役所・町役場担当課(岐阜市は岐阜保健所)へお問い合わせください。

申請書類

1 申請書

用紙は、お住まいの市役所・町村役場担当課(岐阜市は岐阜市保健所)にあります。

2 診断書

(1) 自立支援医療(精神通院)のみを申請される場合

用紙は、お住まいの市役所・町村役場担当課(岐阜市は岐阜市保健所)にあります。

精神疾患にて通院中の医療機関にて、記載してもらってください。

診断書の提出は2年に1回のため、翌年の更新時には、診断書は不要です。

(2) 精神障害者保健福祉手帳(以下手帳)の新規または更新の申請と同時に申請される場合

手帳申請用の診断書を提出することで、自立支援医療(精神通院)申請用の診断書を省略することができます。

診断書の提出は、2年に1回のため、翌年の更新時には、診断書は不要です。

3 「重度かつ継続」意見書

該当する場合は、提出してください。

該当するかどうかは、通院中の医療機関にて確認し、一緒に記載してもらってください。

用紙は、お住まいの市役所・町村役場担当課(岐阜市は岐阜市保健所)にあります。

4 その他

医療保険加入関係資料や世帯の所得状況確認のための書類提出が必要な方もあります。

詳細は、市役所・町村役場担当課(岐阜市は岐阜市保健所)へお問い合わせください。